

堺市「生活と地域の福祉に関するアンケート」 <地域団体・関連機関調査> ご協力をお願い

いつも本市の健康福祉行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本市は、令和7（2025）年度に「次期堺市地域福祉計画」の策定を予定しています。この計画は、市民、団体、事業者等のみなさまと協働し、地域の福祉を推進するためのものです。

そこで、市民のみなさまが日常の生活で感じていることや、地域の福祉に対するご意見をお聞きし、次期計画に反映するためにアンケート調査を実施します。

お忙しいところ恐縮ですが、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和6（2024）年11月



○アンケート概要

*このアンケートは、貴団体・機関で活動や事業を行っている方がご記入ください。

（ご回答いただく方の個人のご意見で結構です。）

*本市で地域福祉に関わる活動や事業を行っている団体・機関を抽出し、お送りしています。

*多様な団体・機関の状況を総合的に把握・分析するために、共通の調査票をお送りしています。そのため、貴団体・機関の活動・事業に該当しない設問が含まれる可能性がありますので、ご了承をお願いいたします。答えにくい項目は、空欄で結構です。

*ご回答いただいた内容は、計画策定や施策の参考以外には使用しません。

○回答方法 以下のいずれか1つの方法でお答えください。

(1) インターネット回答

下記のURLもしくは、右の二次元コードを読み取ることで、回答ページに簡単にアクセスしてご回答いただけます。

URL _____

二次元
コード

(2) 郵送回答

ご記入いただいた調査票を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、郵便ポストに投函してください。

○回答期日 12月24日(火) までのご回答にご協力をお願いします。

○調査についてのお問い合わせ先

有限会社CR-ASSIST（調査受託機関）

電話 06-6624-1127

FAX 06-6624-0027

（受付時間）平日 9:00~17:30

○調査実施者

堺市健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

電話 072-228-0375

FAX 072-228-7853

（受付時間）平日 9:00~17:30

地域福祉の推進に関するアンケート<地域団体・関連機関調査>

*回答は、それぞれの問いについて、お考えに近い答えを選んでください。

「その他」を選ばれた場合や具体的なお意見は、()の中にお書きください。

*お答えいただけない項目は空欄で結構です。

*インターネットでご回答いただいた場合は、郵便での回答は不要です。

- ご回答いただいた内容を確認したり、ご意見をお聴かせいただく場合がありますので、差し支えなければ貴団体・機関名、ご記入者名、連絡先をお書きください。

貴団体・機関の名称		連絡先 (TEL等)
ご記入者の役職・氏名		

貴団体・機関で行われている地域福祉に関連する活動についておたずねします。

問1 活動を行われている主なエリアを教えてください。【1～7から1つ選択し、○をしてください】

1 概ね小学校区	2 概ね中学校区	3 地域包括支援センターのエリア
4 区	5 複数の区	6 堺市全域
7 その他 ()		

問2 問1のエリアは、どの区に含まれますか。【あてはまるもの全てに✓してください】

<input type="checkbox"/> 堺区	<input type="checkbox"/> 中区	<input type="checkbox"/> 東区	<input type="checkbox"/> 西区	<input type="checkbox"/> 南区
<input type="checkbox"/> 北区	<input type="checkbox"/> 美原区	<input type="checkbox"/> 堺市全域	<input type="checkbox"/> その他 ()	

問3-1 貴団体・機関では、地域の福祉や保健・医療に関する1～12のような業務や活動を行っていますか。【あてはまるもの全てに✓してください】

<input type="checkbox"/> 1 高齢者や子どもなどの見守りや声かけの活動	<input type="checkbox"/> 2 地域での交流やつながり形成の活動
<input type="checkbox"/> 3 家事、介護、子育てなどを支援する活動	
<input type="checkbox"/> 4 高齢者や障害者などの外出や社会参加を支援する活動	
<input type="checkbox"/> 5 健康を促進する活動	<input type="checkbox"/> 6 趣味や特技を活かしたボランティア活動
<input type="checkbox"/> 7 福祉、保健・医療に関する相談支援	<input type="checkbox"/> 8 子育てや教育に関する相談支援
<input type="checkbox"/> 9 その他の相談支援	<input type="checkbox"/> 10 福祉・介護のサービス提供
<input type="checkbox"/> 11 災害時に支援が必要な人を支える活動	
<input type="checkbox"/> 12 権利擁護や差別の解消などに関する活動・相談支援	

- 上記のうち、新たに取り組みたい活動の番号を書いてください。【5つまで】

--	--	--	--	--	--

- 上記以外で行っている活動、新たに取り組みたい活動などがあればお書きください。

(※) 福祉、保健・医療以外の活動も含めてお書きください。

問3-2 上記の業務や活動の主な対象を教えてください。【あてはまるもの全てに✓してください】

<input type="checkbox"/> 高齢者	<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 障害児	<input type="checkbox"/> 就学前児童	<input type="checkbox"/> 小中学生
<input type="checkbox"/> 高校生相当の年齢	<input type="checkbox"/> 若者	<input type="checkbox"/> 地域住民	<input type="checkbox"/> 外国籍の方	
<input type="checkbox"/> 特に対象を限定していない				
<input type="checkbox"/> その他 ()				

活動を通じて把握している地域生活の課題と、解決のための取組などについておたずねします。

問4 貴団体・機関では、市民の日常生活に関する次のような課題を持つ人に対応した活動（相談や支援、予防のための取組など）をしていますか。

（【ア】～【ケ】の各項目について、1～4から1つ選択し、○をしてください）

	課題解決につながる対応をしている	対応しているが、困難を感じている	特に対応はしていない	課題をもつ人に直面していない
【ア】 必要な介護や福祉などのサービスが受けられない人	1	2	3	4
【イ】 子育てに悩んでいて、まわりに支援してくれる人がいない人	1	2	3	4
【ウ】 経済的に困窮し、支援が受けられない人	1	2	3	4
【エ】 就労や社会参加を希望しているが、実現できない人	1	2	3	4
【オ】 地域から孤立し、生活に支障をきたしている人	1	2	3	4
【カ】 虐待や権利侵害に遭っている人	1	2	3	4
【キ】 日常生活でのちょっとした困りごとの支援が受けられない人	1	2	3	4
【ク】 制度の狭間になり、必要な支援が受けられない人	1	2	3	4
【ケ】 支援が必要だが、支援を拒否して受け入れない人	1	2	3	4

- 上記の【ア】～【ケ】以外も含め、市民の日常生活について課題として感じていることなどがあればお書きください。

- 「対応しているが、困難を感じている」のは、どのような点ですか。

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、意思を尊重して自分らしい生活ができるよう支援する制度として、「成年後見制度」があります。

問5 成年後見制度に関する相談等を、どの程度の頻度で受けていますか。

【1～4から1つ選択し、○をしてください】

- 1 頻繁に受ける（1か月に複数回）
- 2 時々受ける（1か月に1回程度）
- 3 たまに受ける（1年に数回程度）
- 4 相談を受けたことがない

問6 成年後見制度に関する相談等の内容はどのようなことですか。

【あてはまるもの全てに✓してください】

- 日常の金銭管理（日常の買い物、公共料金の支払い等）
- 身の回りのこと（掃除、ごみ捨て、草取りなど）
- 近隣とのトラブル
- 自分自身の将来の自立した生活（QOL）
- 財産の管理や家（土地）等の処分
- 借金問題（計画性がない借金を繰り返すなど）
- 特殊詐欺等消費生活問題（悪徳商法に騙された・騙されそうになったなど）
- 医療行為（入院、手術等）への同意
- 契約（施設入所・入居、賃貸借、携帯電話通信等）
- 親亡き後の子どもの将来（経済面も含め自立した生活が送れるか等）
- 相続、遺言
- その他（)
- 相談を受けたことがない

問7 成年後見制度に関する相談等について、どのような機関へつないだことがありますか。

【あてはまるもの全てに✓してください】

- 各区地域福祉課、各区保健センター（行政機関）
- 各区社協事務所（堺市社会福祉協議会）
- 堺市権利擁護サポートセンター（中核機関）
- 地域包括支援センター（高齢者相談窓口）
- 基幹型包括支援センター（高齢者相談窓口）
- 障害者基幹相談支援センター（障害者相談窓口）
- 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」（弁護士）
- 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（司法書士）
- 相談センターぱあとなあ（社会福祉士）
- コスモス成年後見サポートセンター（行政書士）
- 法テラス堺
- その他（)
- 相談をつないだことはない
- 相談を受けたことがない

問8 貴団体・機関における「法人での後見人等受任」の取組状況等について、あてはまるものは次のどれですか。【1～4から1つ選択し、○をしてください】

- 1 既に取り組んでいる（法人での後見人等受任の経験がある）
- 2 取り組んでいないが検討している（関心がある）
- 3 今のところ取り組む予定はない（関心がない）
- 4 対象外の団体・機関である

問9 成年後見制度の利用を促進するうえで、現状不足していること（特に力を入れて取り組むべきこと）はどのようなことだと考えますか。【あてはまるもの全てに✓してください】

- 市民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する
- 支援が必要な人を発見し、相談や支援につなぐ取組を充実する
- 市民後見人（後見活動を行うボランティア）も含め、支援の担い手育成を充実する
- 支援や連携の中核機関（社会福祉協議会が運営する「堺市権利擁護サポートセンター」）を充実する
- 手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする
- 制度を利用するための経済的な負担を軽減する
- わからない
- その他

{

}

犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰し、再び罪を犯すことがないように、安全・安心な社会をつくるために、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、国や本市は再犯防止の取組を進めています。

問10 貴団体・機関では、1～11のうち、再犯防止のための活動として取り組んでいることがありますか。また、今後、新たに取り組みたいと思うことがありますか。

現在取り組んでいるものの番号を書いてください。 ()
新たに取り組みたいものの番号を書いてください。 ()

- 1 再犯防止の取組についての学習
- 2 団体・機関のメンバーや市民、関係者などへの情報発信や啓発
- 3 犯罪や非行をした人に団体・機関の活動に参加してもらう
- 4 社会を明るくする運動の実施や参加
- 5 犯罪や非行をした人への助言や支援
- 6 保護司など民間更生保護ボランティアとの連携
- 7 刑務所や少年鑑別所（法務少年支援センター）等の矯正施設との連携
- 8 保護観察所（保護観察官）との連携
- 9 地域生活定着支援センターとの連携
- 10 更生保護施設との連携
- 11 上記以外の団体・機関や専門機関等と連携した支援

● 上記以外で取り組まれていることや新たに取り組みたいこと、再犯防止の取組に関するご意見などがあればお書きください。

問11 市民の日常生活の課題を解決するための活動を行ううえで、貴団体・機関と【ア】～【サ】の事業所等との連携状況について回答してください。（【ア】～【サ】の例示は、下表をご覧ください）
（各項目について、1～4から1つ選択し、○をしてください。）

	頻繁に連携する	連携することがある	新たに連携したい	連携しない
【ア】 障害者分野の事業所等	1	2	3	4
【イ】 障害児分野の事業所等	1	2	3	4
【ウ】 高齢分野の事業所等	1	2	3	4
【エ】 子ども分野の事業所等	1	2	3	4
【オ】 地域活動を実施するNPO、企業等	1	2	3	4
【カ】 地域の福祉活動者等	1	2	3	4
【キ】 上記以外のボランティアサークル・地縁組織	1	2	3	4
【ク】 医療機関等	1	2	3	4
【ケ】 市域の行政機関・専門機関	1	2	3	4
【コ】 区役所・区域の専門機関	1	2	3	4
【サ】 社会福祉協議会	1	2	3	4

【ア】～【サ】の区分に含まれる団体・機関等の例

【ア】 障害者分野の事業所等	障害者指定相談支援事業所、居宅介護、訪問介護、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム 等
【イ】 障害児分野の事業所等	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 等
【ウ】 高齢分野の事業所等	地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、特別養護老人ホーム 等
【エ】 子ども分野の事業所等	小学校、中学校、保育所、幼稚園、こども園、学童保育 等
【オ】 地域活動を実施するNPO、企業等	NPO、企業等によるまちづくり活動、地域活動 等
【カ】 地域の福祉活動者等	民生委員児童委員、校区福祉委員会 等
【キ】 上記以外のボランティアサークル・地縁組織	任意団体によるボランティアサークル、グループ、子ども食堂、自治会 等
【ク】 医療機関等	病院、診療所、薬局 等
【ケ】 市域の行政機関・専門機関	障害者更生相談所、障害者就業・生活支援センター、重症心身障害者（児）支援センター、子ども家庭支援センター、ユースサポートセンター、生活・仕事応援センター（すてっぷ・堺）、権利擁護サポートセンター 等
【コ】 区役所・区域の専門機関	生活援護課・地域福祉課・子育て支援課・保健センター、基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、スクールソーシャルワーカー 等
【サ】 社会福祉協議会	社会福祉協議会事務局（総合福祉会館内）、社会福祉協議会区事務所

- 上記以外で既に連携をしている、または今後新たに連携したいと思う事業所、専門機関、団体等があればお書きください。

- 連携するうえで、課題だと感じていることがあればお書きください。

問12-1 本市の福祉に関する環境について、不十分だと思うことをお聞かせください。

【あてはまるもの全てに✓してください】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1 福祉に関する情報の提供 | <input type="checkbox"/> 2 身近な相談窓口 |
| <input type="checkbox"/> 3 高齢者・障害者などの介護や生活支援 | <input type="checkbox"/> 4 子育ての支援 |
| <input type="checkbox"/> 5 孤立した人やひきこもりの人への支援 | <input type="checkbox"/> 6 経済的に困窮している人への支援 |
| <input type="checkbox"/> 7 就労のための支援 | <input type="checkbox"/> 8 年金などの社会保障制度 |
| <input type="checkbox"/> 9 健康促進 | <input type="checkbox"/> 10 医療 |
| <input type="checkbox"/> 11 こころの健康に関する支援 | <input type="checkbox"/> 12 認知症の人などの権利擁護 |
| <input type="checkbox"/> 13 福祉の心を育てる取組 | <input type="checkbox"/> 14 外国籍の方への支援 |
| <input type="checkbox"/> 15 ボランティアやNPO活動への支援 | <input type="checkbox"/> 16 地域住民の交流促進 |
| <input type="checkbox"/> 17 地域での支えあいの活動 | <input type="checkbox"/> 18 支援が必要な人を発見する取組 |
| <input type="checkbox"/> 19 住宅の確保や住環境の整備 | <input type="checkbox"/> 20 バリア（障壁）のない環境整備 |
| <input type="checkbox"/> 21 公共交通の整備や移動の支援 | <input type="checkbox"/> 22 防災や災害時に支援が必要な人への対応 |
| <input type="checkbox"/> 23 犯罪や事故のない安全な都市整備 | <input type="checkbox"/> 24 虐待や差別の防止 |
| <input type="checkbox"/> 25 福祉に関わる団体や機関のネットワーク構築 | |
| <input type="checkbox"/> 26 その他
() | |
| <input type="checkbox"/> 27 特にない、または、わからない | |

問12-2 問12-1のうち、地域や民間の団体・事業者などが積極的に取り組むべきだと思うことはありますか。上記の「1」～「25」の選択肢から、あてはまるものの番号を書いてください。

【5つまで】(※) 問12-1で選ばなかった項目でも結構です

--	--	--	--	--

● その他で取り組むべきことがあれば、お書きください。

--

制度や分野による縦割りや、支え手・受け手という一方的な関係を超えて支え合う社会をめざす「地域共生社会」の実現に向けて、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」が施行されました

問13 「地域共生社会」では、多様な生活課題に制度等の枠を超えて横断的に対応する相談支援体制が求められますが、堺市でそうした包括的な相談支援の仕組みを充実していくうえで、特に優先的に力を入れて取り組むべきことはどのようなことですか。

【あてはまるもの全てに✓してください】

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 区役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする |
| <input type="checkbox"/> より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する |
| <input type="checkbox"/> 相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取組を充実する |
| <input type="checkbox"/> 相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する |
| <input type="checkbox"/> 課題を解決するため、サービスや社会資源を開発する取組を充実する |
| <input type="checkbox"/> 相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する |
| <input type="checkbox"/> その他
() |

問14 貴団体・機関が活動している地域では、関係機関や団体などが連携して「地域共生社会」を実現していくために必要と考えられる次の【ア】～【ク】のような取組が、どの程度できていると思いますか。（貴団体・機関が関わっている範囲でお答えください。）
 （【ア】～【ク】のそれぞれについて、1～6から1つ選択し、○をしてください。）

	かなり できている	多少は できている	どちらとも いえない	あまりでき ていない	ほとんどで きていない	わからない
【ア】 情報の提供と活用の支援 支援を必要とする人がニーズに気づき、必要な相談や支援を選択して利用できるようにする。	1	2	3	4	5	6
【イ】 ニーズの把握とつなぎ 潜在化しているニーズを発見し、適切な相談や支援につなぐ。	1	2	3	4	5	6
【ウ】 支援のコーディネート 支援が必要な人と多様なサービスや活動を、総合的・継続的に調整し、つなぐ。	1	2	3	4	5	6
【エ】 サービスや活動の提供 自立支援を重視した質の高いサービスや活動が提供できる体制を確保する。	1	2	3	4	5	6
【オ】 サービスや活動の開発 既存の資源では対応できないニーズに対して、新たなサービスや活動を協力して開発する。	1	2	3	4	5	6
【カ】 福祉コミュニティ形成 支援を必要とする人がつながりを持ち、安心して暮らせるコミュニティをつくる。	1	2	3	4	5	6
【キ】 経験の集約と実践への反映 相談や支援の実践を通じた課題や経験を集約し、取組に反映する。	1	2	3	4	5	6
【ク】 連携して進める仕組み これらの取組を関係機関や団体等が連携して総合的に推進する。	1	2	3	4	5	6

● こうした仕組みの構築に関する取組について、課題だと感じていることや、今後、力を入れていくべきことなどがあればお書きください。

問17-1 貴団体・機関では、福祉に関する相談や支援を実施していますか。

【1～2から1つ選択し、○をしてください】

1 はい

2 いいえ

問17-2 【問17-1で「1 はい」と答えた方にお伺いします。】

貴団体・機関で相談・支援事業を実施するうえで、困っていることがありますか。

【あてはまるもの全てに✓してください】

- 1 相談や支援の対象者が増加し、十分対応する体制が整わない
- 2 相談や支援のニーズが複雑化し、難しいケースが増えている
- 3 相談や支援を必要としている人の発見が難しいことがある
- 4 支援を拒否するなど、対応が困難な対象者が多い
- 5 支援を行っていくうえで、社会資源が不足している
- 6 支援を行ううえで、他機関などとの連携が十分ではない
- 7 相談や支援を行う人材（職員等）の確保が難しい
- 8 相談や支援を行う人材（職員等）のスキルアップが難しい
- 9 業務の増加や高度化により、職員の負担が大きい
- 10 業務の増加や高度化により、的確な対応が難しい事例がある
- 11 業務について、専門的なアドバイスが得にくい
- 12 業務について、市民の理解や協力を得ることが難しい
- 13 関係機関などとのネットワークの構築が難しい
- 14 新たな事業を展開したいが、難しい

● 上記のうち、特に困っているものを3つまでお答えください。

--	--	--

問18 貴団体・機関では、活動や組織運営を行ううえで、困っていることがありますか。

【あてはまるもの全てに✓してください】

- 1 活動のメンバー（会員）になる人が少ない
- 2 活動のメンバー（会員）になる人が固定化している
- 3 活動のメンバー（会員）が高齢化している
- 4 団体・機関を運営するスタッフや役員が不足している
- 5 活動を行う拠点や事務所が確保できない・確保の負担が大きい
- 6 活動に必要な機材や設備が確保できない・確保の負担が大きい
- 7 活動資金や運営資金が不足している
- 8 活動に関する情報が得にくい
- 9 活動に関するアドバイスや指導が得にくい
- 10 市民や関係者などへの情報発信やPRが十分にできていない
- 11 他の団体や機関等との連携や調整が難しい
- 12 現在行っている活動の負担が大きい
- 13 活動や組織運営がマンネリ化している
- 14 活動や組織運営が縮小傾向にある
- 15 新たな活動に取り組むことが難しい

● 上記のうち、特に困っているものを3つまでお答えください。

--	--	--

問19 貴団体・機関において、様々な地域福祉課題がある中で、これから取り組みを進めたいと考えている活動はありますか。【あてはまるもの全てに✓してください】

<input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用促進のため、法人後見人になるなど、相談・支援を行う活動
<input type="checkbox"/> 生活困窮者の困難を解決するため、相談・支援を行う活動
<input type="checkbox"/> 罪を犯した人の再犯防止のため、相談・支援を行う活動
<input type="checkbox"/> 外国籍の市民が抱える困難を解決するため、相談・支援を行う活動
<input type="checkbox"/> 高齢者の孤立防止のため、居場所づくりや相談・支援を行う活動
<input type="checkbox"/> 障害者の孤立防止のため、居場所づくりや相談・支援を行う活動
<input type="checkbox"/> 就学前児童やその親の孤立防止のため、居場所づくりや相談・支援を行う活動
<input type="checkbox"/> 小・中学生やその親の孤立防止のため、居場所づくりや相談・支援を行う活動
<input type="checkbox"/> 高校在学年齢の児童の孤立防止のため、居場所づくりや相談・支援を行う活動
<input type="checkbox"/> 若者の孤立防止のため、居場所づくりや相談・支援を行う活動
<input type="checkbox"/> その他の活動
()

社会福祉協議会は、社会福祉法（109条、110条、111条）に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています

※堺市社会福祉協議会については、ホームページ（<https://www.sakai-syakyo.net/>）参照

※堺市社会福祉協議会 令和6年度 事業計画書/予算書

（https://www.sakai-syakyo.net/contents/about_syakyo/2024yosansyo.pdf）

問20 地域福祉活動を進めるにあたり、堺市社会福祉協議会と連携したことはありますか。
【1～4から1つ選択し、○をしてください】

1 頻繁に連携する
2 連携することがある
3 新たに連携したい
4 連携は必要ない

● 堺市社会福祉協議会と連携・協働するにあたり、感じていること・期待していることなどがあればお書きください。

--

